

令和 8 年 3 月 市議会定例会

令和 8 年 2 月 1 6 日 提 出

議案

橋本市

議案目録

承認第1号	専決処分事項の承認について(令和7年度橋本市一般会計 補正予算(第10号))	……P4
承認第2号	専決処分事項の承認について(令和7年度橋本市病院事業 会計補正予算(第3号))	……P9
承認第3号	専決処分事項の承認について(損害賠償の額を定めること について)	……P12
議案第1号	令和8年度橋本市一般会計予算について	……P14
議案第2号	令和8年度橋本市国民健康保険特別会計予算について	……P15
議案第3号	令和8年度橋本市駐車場事業特別会計予算について	……P16
議案第4号	令和8年度橋本市墓園事業特別会計予算について	……P17
議案第5号	令和8年度橋本市介護保険特別会計予算について	……P18
議案第6号	令和8年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について	……P19
議案第7号	令和8年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算について	……P20
議案第8号	令和8年度橋本市水道事業会計予算について	……P21
議案第9号	令和8年度橋本市下水道事業会計予算について	……P22
議案第10号	令和8年度橋本市病院事業会計予算について	……P23
議案第11号	橋本市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例について	……P24
議案第12号	橋本市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め る条例について	……P26

議案第 13 号	橋本市立生活学習施設設置及び管理条例を廃止する条例について	……P28
議案第 14 号	橋本市立働く女性の家設置及び管理条例を廃止する条例について	……P30
議案第 15 号	橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	……P32
議案第 16 号	橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	……P37
議案第 17 号	橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について	……P40
議案第 18 号	橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について	……P42
議案第 19 号	橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について	……P45
議案第 20 号	橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について	……P47
議案第 21 号	土地の処分について	……P49
議案第 22 号	土地の処分について	……P50
選第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	……P51
選第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	……P52
選第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	……P53

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 10 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 10 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和7年度 橋本市一般会計補正予算(第10号)

令和7年度橋本市の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,631千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,257,343千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日 専決

橋本市長 平木哲朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款		項	
16 県 支 出 金			
3 委 託 金			
歳 入 合 計			

補 正 前 の 額	補 正 額	計
2,518,585	40,631	2,559,216
316,095	40,631	356,726
33,216,712	40,631	33,257,343

歳 出

(単位 : 千円)

款	項
2 総 務 費	
	5 選 挙 費
歳 出 合 計	

補 正 前 の 額	補 正 額	計
4,539,515	40,631	4,580,146
154,309	40,631	194,940
33,216,712	40,631	33,257,343

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

令和 7 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 3 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和 7 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 3 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 8 年 1 月 14 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

令和7年度 橋本市病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度橋本市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度橋本市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病院事業収益	7,984,266	25,767	8,010,033
第4項 特別利益	201,890	25,767	227,657

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病院事業費用	8,575,102	25,767	8,600,869
第4項 特別損失	3,600	25,767	29,367

令和8年1月14日専決

橋本市長 平木 哲朗

承認第 3 号

専決処分事項の承認について

損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において 専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

令和 8 年 1 月 14 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	
損害賠償の額	25,766,860 円
事故の概要	令和 6 年 1 月 24 日、橋本市民病院における右上葉肺癌手術において、右上葉切除手術の際に患者の肺動脈を損傷した。2 時間以上止血処置を行うが止血できず、右肺全摘出手術に変更し右肺本幹動脈を切離したところ大量出血し、出血性ショックにより心停止した。その後、心拍再開せず午後 3 時 43 分死亡に至った。 本件について遺族側との間で協議が行われ、遺族側より標記の額の損害賠償請求があった。

議案第 1 号

令和 8 年度橋本市一般会計予算について

令和 8 年度橋本市一般会計予算を別冊のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 2 号

令和 8 年度橋本市国民健康保険特別会計予算について

令和 8 年度橋本市国民健康保険特別会計予算を、別冊のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 3 号

令和 8 年度橋本市駐車場事業特別会計予算について

令和 8 年度橋本市駐車場事業特別会計予算を、別冊のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 4 号

令和 8 年度橋本市墓園事業特別会計予算について

令和 8 年度橋本市墓園事業特別会計予算を、別冊のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 5 号

令和 8 年度橋本市介護保険特別会計予算について

令和 8 年度橋本市介護保険特別会計予算を、別冊のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 6 号

令和 8 年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 8 年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 7 号

令和 8 年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算について

令和 8 年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算を、別冊のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 8 号

令和 8 年度橋本市水道事業会計予算について

令和 8 年度橋本市水道事業会計予算を、別冊のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 9 号

令和 8 年度橋本市下水道事業会計予算について

令和 8 年度橋本市下水道事業会計予算を、別冊のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 10 号

令和 8 年度橋本市病院事業会計予算について

令和 8 年度橋本市病院事業会計予算を、別冊のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 11 号

橋本市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例について

橋本市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下「基準府令」という。)において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、基準府令の定めるところによる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する

議案第 12 号

橋本市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
について

橋本市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、
別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号。以下「基準府令」という。)において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、基準府令(第1条の規定を除く。)の定めるところによる。

(人権擁護)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、その利用者の人権を擁護するため、特定乳児等通園支援事業を行う事業所ごとに人権擁護推進員を置かなければならぬ。ただし、基準府令第2条第4項の責任者を設置しているときは、この限りでない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(非常災害対策)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、非常災害対策を推進するため、特定乳児等通園支援事業所ごとに災害対策推進員を置くとともに、非常災害の防止に関する計画を作成しなければならない。

(安全管理対策)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その利用者の安全管理対策を推進するため、特定乳児等通園支援事業所ごとに安全管理対策推進員を置かなければならぬ。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する

議案第 13 号

橋本市立生活学習施設設置及び管理条例を廃止する条例について

橋本市立生活学習施設設置及び管理条例を廃止する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立生活学習施設設置及び管理条例を廃止する条例

橋本市立生活学習施設設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 119 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

橋本市立働く女性の家設置及び管理条例を廃止する条例について

橋本市立働く女性の家設置及び管理条例を廃止する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立働く女性の家設置及び管理条例を廃止する条例

橋本市立働く女性の家設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 133 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(給料の支給) 第12条 略 2~6 略 7 前2項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び <u>第5条1項</u> の規定に基づく週休日並びに <u>勤務時間条例第3条第3項</u> 及び <u>勤務時間条例第5条第2項</u> において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく <u>勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた</u> の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。	(給料の支給) 第12条 略 2~6 略 7 前2項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び <u>第5条</u> の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。
(通勤手当) 第14条の2 略 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額。ただし、定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。 ア～シ 略 ス 使用距離が <u>片道60キロメートル以上65キロメートル未満</u> である職員 38,700円	(通勤手当) 第14条の2 略 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額。ただし、定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。 ア～シ 略 ス 使用距離が <u>片道60キロメートル以上</u> である職員 38,700円

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円
ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円
タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円
チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円
ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円
テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600円
ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63,000円
ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

(3) 略

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、住居から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第6項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 略

4 略

(3) 略

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、住居から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 略

4 略

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間に5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額_特別料金相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 略

(時間外勤務手当)

第16条 略

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第3項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 略

(時間外勤務手当)

第16条 略

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

から100分の50までの範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 略

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日又は勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 略

(管理職員特別勤務手当)

第21条の2 前条第1項に規定する職にある職員(次項において「管理監督職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に、規則で定める勤務をした場合には、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給することができる。

2～4 略

3 略

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 略

(管理職員特別勤務手当)

第21条の2 前条第1項に規定する職にある職員(次項において「管理監督職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に、規則で定める勤務をした場合には、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給することができる。

2～4 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 16 号

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年橋本市条例第52号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日(第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。	(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。
2 略	2 略
3 任命権者は、職員(規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間(以下この項において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。	

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 17 号

橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

橋本市行政財産使用料条例(平成18年橋本市条例第74号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市の施設で勤務する職員等の駐車場として使用を許可する場合の使用料は、前3項の規定にかかわらず、1台につき月額<u>4,000円</u>とする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市の施設で勤務する職員等の駐車場として使用を許可する場合の使用料は、前3項の規定にかかわらず、1台につき月額<u>2,000円</u>とする。ただし、使用の開始日が当月の16日から末日までの間にある場合又は使用の終了日若しくは中止日が当月の1日から15日までの間にある場合は、1台につき月額<u>1,000円</u>とする。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 18 号

橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について

橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市火災予防条例の一部を改正する条例

橋本市火災予防条例(平成18年橋本市条例第226号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(乾燥設備)</p> <p>第7条 略</p> <p>(簡易サウナ設備)</p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したもの)をいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ。</u></p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備については、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>(一般サウナ設備)</u></p>	<p>(乾燥設備)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>(サウナ設備)</u></p>

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備
(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 略
(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 橋本市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進
(2) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1)～(6) 略
(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)
(7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)
(7)の2～(15) 略

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 略
(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 橋本市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進
(2) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1)～(6) 略
(7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)
(7)の2～(15) 略

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 19 号

橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例

橋本市企業立地促進条例(平成19年橋本市条例第23号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 略 (この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>令和13年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けた事業者に対する奨励措置については、同日後も従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略 (この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けた事業者に対する奨励措置については、同日後も従前の例による。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例(令和元年橋本市条例第27号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後			改正前		
別表第6(第2条関係)			別表第6(第2条関係)		
証明書(1通につき)	普通	3,300円	証明書(1通につき)	普通	2,200円
	出産	3,300円		出産	2,200円
	自動車損害賠償保障法関連	5,500円		自動車損害賠償保障法関連	4,400円
	領収	1,650円		領収	1,100円
	その他	3,300円		その他	2,200円
診断書(1通につき)	普通	3,300円	診断書(1通につき)	普通	2,200円
	死亡	3,300円		死亡	2,200円
	後遺症	5,500円		後遺症	4,400円
	生命保険関係	5,500円		生命保険関係	4,400円
	自動車損害賠償保障法関連	5,500円		自動車損害賠償保障法関連	4,400円
	年金用	5,500円		年金用	4,400円
	障害者認定	4,400円		障害者認定	3,300円
	その他	3,300円		その他	2,200円
その他		エンゼルケア(死後処置)	寝衣要	9,900円	その他
			寝衣不要	6,600円	
注 略			注 略		

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第 21 号

土地の処分について

下記のとおり土地を処分したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 67 号)第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

橋本市長 平木 哲朗

記

1 所 在 地 あやの台四丁目 19 番、17 番、18 番、20 番
(あやの台北部用地 4 街区(1、2、3、4 画地))

2 地 目 宅地、雑種地

3 地 積 35,371.15 m²

4 処分金額 940,553,810 円

5 契約の相手方

所在地 大阪府東大阪市加納四丁目 11 番 23 号

名 称 株式会社シミズ

代表者 代表取締役 清水 治

議案第 22 号

土地の処分について

下記のとおり土地を処分したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 67 号)第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

橋本市長 平木 哲朗

記

- 1 所 在 地 あやの台四丁目 29 番、28 番
(あやの台北部用地 7 街区 (1、2 画地))
- 2 地 目 宅地、雑種地
- 3 地 積 21,102.04 m²
- 4 処分金額 559,141,170 円
- 5 契約の相手方

所在地 東京都中央区日本橋箱崎町 36 番 2 号 Daiwa リバーゲート 12 階
名 称 共栄フード株式会社
代表者 代表取締役社長 長田 務

選第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月16日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏名 大矢 佳世子

選第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 2 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏名 池西 孝仁

選第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月16日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏名 豊澤 康範